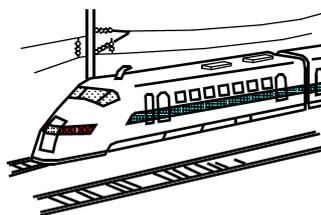
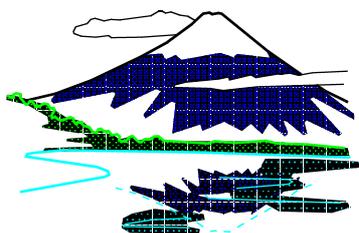
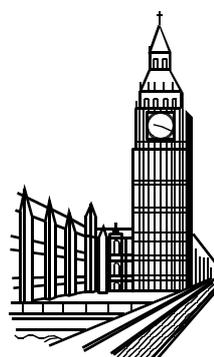
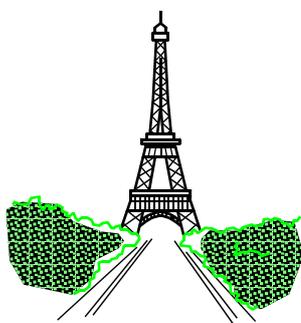


日本電気安全協会
Japan Electric Commonwealth Association
入会申込み書



NPO 日本電気安全協会

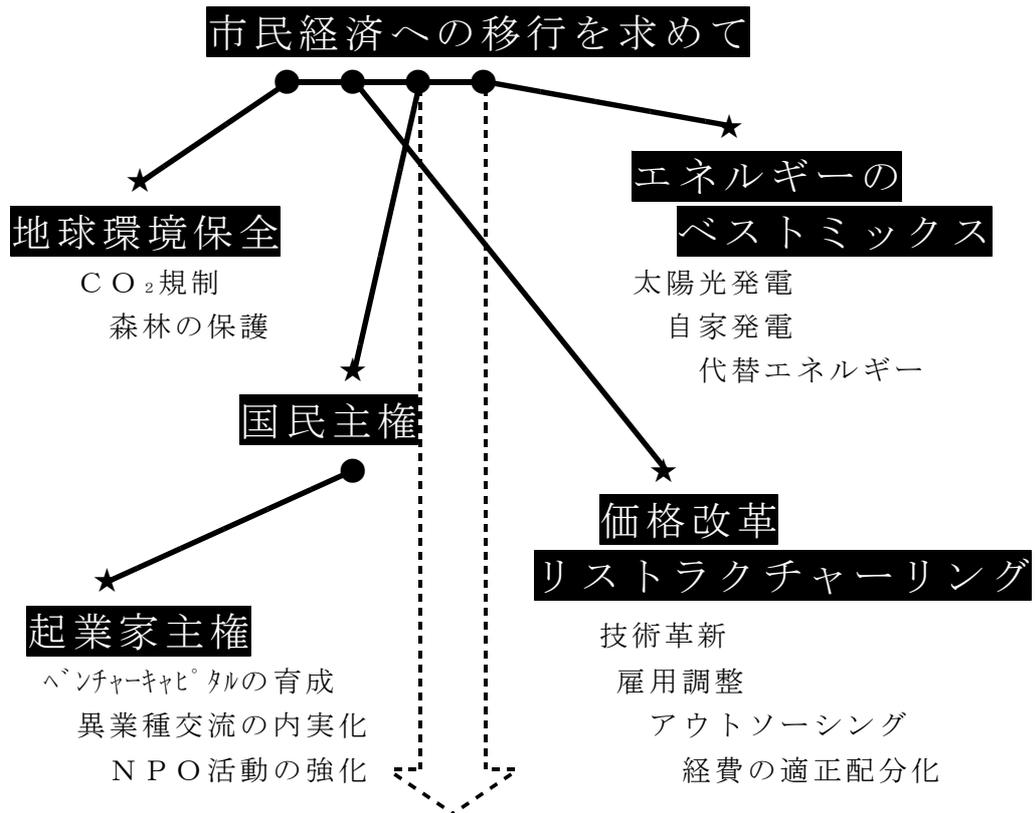
〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-12-20

TEL: 03-3523-7022 (代)

FAX: 3523-7031

みんなでももる21世紀の地球環境 こころ豊かなくらし

拡大成長経済から
成熟社会における



NPO 日本電気安全協会

Japan Electric Commonwealth Association

低成長時代を反映して全ての価格が半分以下になる中、公共料金は高値安定化しています。公共料金を安くする運動を会員全員でもり立てて推進しましょう。

「知は力なり」と言ったのは、フランシスベーコンです。
その彼は、人間の精神が「イドラ」すなわち偏見によって歪曲されていることを指摘し、近代科学方法論の先駆者となりました。人は皆、利己心に従って自分の幸福、所属する企業の幸福を追求しています。自分が幸福になる為に、人は自分に有利なように事実と正義を歪曲しがちです。社会全体の公平なルールや解決法を論ずる場合には、自分を取り囲んでいる諸条件を捨て去らねばなりません。これが論理学における「無知のヴェール」です。

「無知のヴェール」の下では、自分にとって有利な知識・論理にヴェールがかけられ、その利己的な濫用が制約された判断ができるようになるのです。

N P O 日本電気安全協会

ごあいさつ

日頃、外部委託されているキュービクル（変電所）の保安管理委託費を「高い」と思われたことはないでしょうか。企業経営をとりまく環境が内外ともに厳しさを増しつつあるいま、経費の見直しは緊急の課題となっています。

日本社会には、日本社会にしか存在しない独特の制度、慣習、ビジネスのやり方が存在し、このことが企業のコストを押し上げ、内外価格差の原因になっているといわれています。開放型経済の推進という、日本の責任を外に対して表現していくためにも、中に対しての身近な改革・改善が求められているといえます。

諸外国では、行政ならびに利益目的の企業活動で埋めることが適当でない分野は、非営利団体、すなわちN P O (Non Profit Organization)の活動によって埋められています。ちなみにアメリカでは、その活動規模がG D Pの7%をも占め、40兆円規模にも達しているといわれます。日本の活動規模は、まだその数十分の一の規模でしかありません。

ところで、日本の財団法人、社団法人等に代表される、国、自治体の関係する指定公益法人は、天下りの受け皿としての機能を永年にわたって担っており、世間とはかけ離れた理念、基準で運用されていることをご存じかと思えます。

外国では、公益事業といった場合に、「公益」の概念は、明確に、パブリックベネフィット（受益者の利益）に質するものと定義されていますが、日本の場合には、プライベートベネフィット（供給者の私的利益）を志向している例が多く見受けられます。

このような視点で日本の公益法人のサービス価格を洗い直してみた場合、何%の公益法人が真の公益法人として残るのでしょうか。殆どの法人は、そのサービス活動の対象受益者に対して、公益として機能するのではなく、その法人の構成員内の「共益」として機能しているという性格が強いのではないのでしょうか。このような思いを胸に秘め、私たちは、N P O 日本電気安全協会を設立致しました。

日本では、高圧受電設備を持っている需要家が全国で約70万軒あり、財団法人ならびに社団法人に対する保安管理委託費は、1,000億円を超える膨大な額にのぼっています。また、この内の約7万軒にあたる50kW未満の高圧受電所の需要家は、電気事業法改正に伴う通産省令により、平成10年度から高圧受電所の保安点検を行うようにもなります。このような状況下、経費の見直しのため、私たちN P O 日本電気安全協会は、まず第一に、廉価な電気の保安管理プログラム、第二に、会員のネットワークによる情報提供という実用的プログラムをご用意いたしました。どうぞ、ふるって協会にご加入下さい。私たちは、信頼のおける高度な保安管理サービスならびに情報サービスを、全国的に提供いたします。

N P O 日本電気安全協会の概要

1. 本協会は日本電気安全協会と称する。(以下、協会という)
2. 本協会の本部は、東京都中央区八丁堀4-12-20インテックスインコーポレイトド(株)内に置く。
3. 本協会は任意の団体であり、運営はインテックスインコーポレイトド(株)が行う。
4. 本協会は、自家用電気設備を保持する電力需要家の適正な保安点検を最も廉価な費用で行うことを目的とし、あわせて、会員相互の親睦ならびに情報交換を行うことを目的とする。また、運用においては民間の非営利法人とし、決算内容は会員に対して公開とする。
事業遂行のための上位概念は、社会的に「遵法・公平・公正」を旨とする。
―――「Jurisdiction, Equity, Common Sense」の原則
5. 本協会の会員の入会区分は下記とする。
A会員：年6回点検会員（高圧設備で50kW以上1000kW未満を対象）
B会員：年4回点検会員（高圧設備で50kW未満を対象）
C会員：年2回点検会員（低圧設備で受電設備を持たない需要家を対象）
6. 本協会の年会費はA、B、C、会員ごとに以下とする。消費税は外税とする。

		年会費	参考値	
A会員	受電設備契約区分	(年次点検1回を含む)	電気保安協会(年次点検なし)	年次点検費
A 1	50-69kW	10万円	16万以上	8万円
A 2	70-99kW	12万円	18万以上	8万円
A 3	100-199kW	16万円	21万以上	8万円
A 4	200-299kW	21万円	32万以上	10万円
A 5	300-499kW	27万円	40万以上	15万円
A 6	500kW超	別途	別途	別途
B会員	50kW未満	6万円(年次点検費は、2年に一度、別途2万円を申し受ける)		
C会員	低圧契約	3万円		

年会費のお支払いは、事務の簡素化のため一括自動振替払いとします。

6カ所(原則として)以上の需要場所がある場合には、分割による自動振替払い(6回以内)を申し受けます。なお、この場合に一括でお支払い頂ける場合には、3%の割引価額をお支払い頂きます。

このほか、月次の点検を希望される場合には、上記金額を、A会員は2倍、B会員は3倍、B会員で隔月点検希望の場合は1.5倍の金額を年会費とする。

7. 加入は所定の申し込み書に署名捺印して行う。
8. 本協会は会員のために次の業務を行う。
 - 受電設備ないしは低圧設備の定期検査 ●経営・法務・労務全般の無料相談(特定の支出がかかる相談ごとに関しては、都度請求を確認した上で行う)
 - 定期会報の発行(仕事のあっせん、広告宣伝などの企画、最新の省エネルギー情報の提供)。また、会報案内を通じて、異業種交流会を本部、支部単位で行う。 ●オプションとして、▲受電設備機械保険の提供、▲電気設備、

エレベーター、エスカレーター設備の保守管理

9. 会員は、いつでも自由に退会通知を持って退会できるものとする。

10. 協会の組織

会 員 上記ABC会員とする。

名誉会員 本協会に功労のあった者または学識経験者で総会において推薦された者。

最高顧問 1名

役 員 会長1名 副会長2名 専務理事1名 常務理事3名
理事15名（会長、副会長、専務理事、常務理事を含む。）

会 議 総会 通常総会、臨時総会

委 員 会 理事会、広報編集委員会、組織委員会、調査研究委員会、
会員資格審査委員会

事 務 局 インテックスインコーポレイテッド(株)に委託する。

11. 委員会ならびに専門部会の概要

<常任委員会>

●理事会 協会常務を執行する。

●広報編集委員会 会員情報誌の編集を行う。

<諮問委員会>

●組織委員会 協会運営を円活化し、組織の拡充を計るための方策を研究する。

●調査研究委員会 特別調査の企画立案を行う。

●会員資格審査委員会 会員の入会・退会に際しての審査を行う。

12. ご入会いただくと

主任技術者の選任が不要

電気設備の保安点検業務は、協会の資格を持った技術者が定期的に行い、料金も低廉です。

万全な保安体制

全国10カ所の支部とその傘下の副支部が電力会社と連携した保安体制を敷いています。

定期的に会報をお届けします

電気の保安だけに限らず、有益な情報がどっさり詰まった会報をお届けします。

最新の省エネルギー情報の提供

協会推薦の安心省エネルギー情報を実例でお届けします。やさしいデマンドコントロールと経費節減法を提供します。

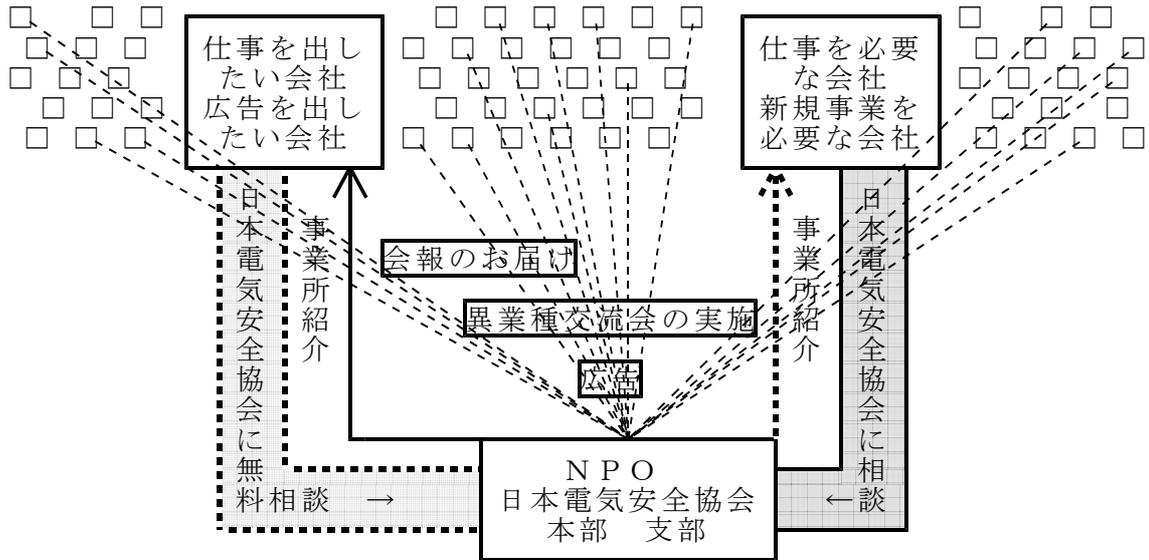
広告企画、仕事の斡旋、販路の拡大をお手伝いします

情報化時代に即した、センターオブバリューとして、協会は、皆様方のお役に立てるように、専門スタッフを順次拡充して参ります。協会は皆様のものであり、皆様のために存在し、皆様の利益のためにボランティアの精神で行動します。協会は決して利益を目的としません。皆様方のために貢献できることを誇りに頑張ります。

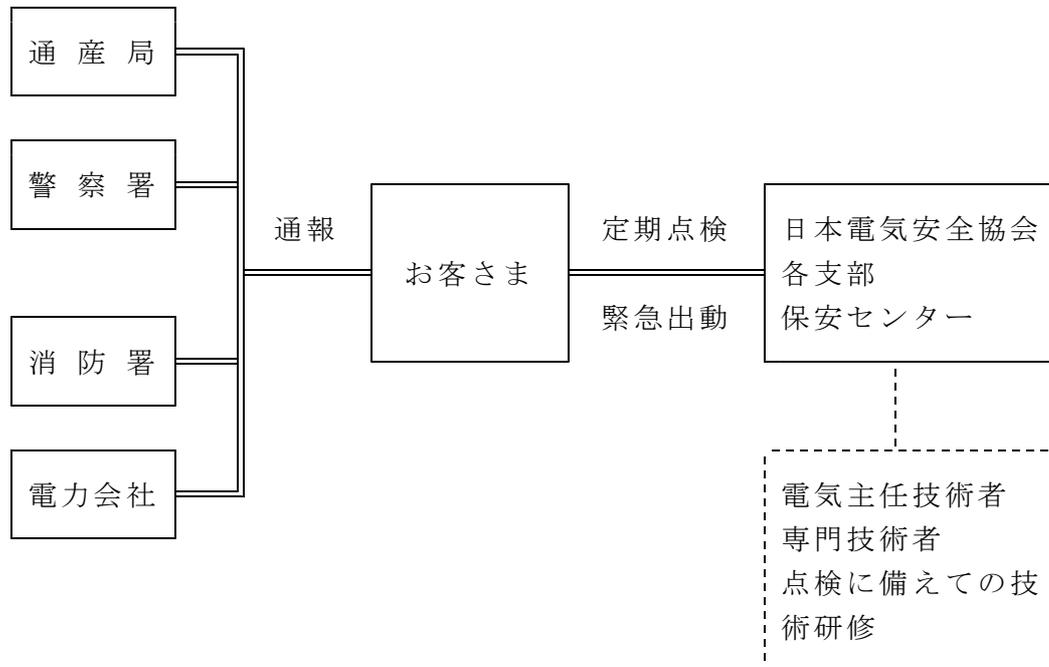
● 有益な情報提供



● マーケティングの一助に



● 安心の連絡網



日本電気安全協会入会申込書 申込み日付 R . .

お客様番号										本部記入		
本部記入			支部			副支部			登録扱者			
会員区分		回数	年会費		社名 代表者名 ご担当者 住所 〒 電話番号 ()-()-() Fax番号 ()-()-()					印		
A1	64～91kVa 50-69kW		6	10～万円		点検場所 の住所〒 電話番号 ()-()-() Fax番号 ()-()-()						
A2	92～141 70-99		6	12～万円								
A3	142～309 100-199		6	16～万円								
A4	310～509 200-299		6	21～万円								
A5	510～987 300-499		6	27～万円								
A6	988kVa超 500kW超		6	ご相談								
B	年次点検費は別途2万円を申し受けます 63kVa以下 50kW未満		4	6万円								
C	低圧		2	3万円								
担当電気主任技術者					受電設備保険（機械保険）を 希望されますか YES NO YESの場合、下記から選択して下さい							
分割請求有無 無 有 回												
契約金額	100万	150万	200万	250万	300万	400万	500万	単位				
年保険料	3,850	5,775	7,700	9,625	11,550	15,400	19,250	円				
受電設備容量は、 1φ : kVa 3φ : kVa 契約設備電力は、() kWです					V結線の場合は、明細をご記入下さい (+) V (+) その契約電力は、() kWです							
点検月	1/	2/	3/	4/	5/	6/	7/	8/	9/	10/	11/	12/
会費振替の 口座番号		銀行名		支店名		普通／当座 口座番号						
業種	資本金		円		従業員		人		創業年度MTSH 年			

会費の口座振替を申し込み月の翌月以降に行うことを同意いたします。
注) 1法人で複数箇所存在する場合は、この用紙を複数部コピーをして、
----- 線の枠内の非共通項目を埋めて、ご提出下さい。

J E C 会員様への簡易キュービクル包括機械保険のお勧め

300kVA以下の簡易キュービクル内の機械設備を一括して、あらゆる偶然な事故から守る保険。それが、J E C の「簡易キュービクル包括機械保険」です。

- この保険の魅力
 - ①掛け金が安い：個々に機械保険にお入りになるより団体でのご加入となりますので、安くなっております。
 - ②付保もれがない：簡易キュービクル一式でご契約いただけますので安心です。
 - ③契約が簡単：入会お申し込み書の該当欄に○をつけるだけでOKです。お申し込みいただくと、毎月1日を締切日とし、翌々月1日から1年間、毎年自動更新となります。解約の場合は解約日の属する月の前月25日迄にご連絡下さい。）
- この保険の対象

設置済の簡易キュービクル一式<受電電圧7,000V以下、かつ変圧器の合計容量が300kVA以下のものに限る> [簡易キュービクル一式に含まれるもの]

●開閉装置 ●配電用変圧器 ●整流器 ●各種スイッチ ●計器類
●受電用変圧器 ●電圧調整器 ●計器用変流器 ●ブレーカ ●キュービクル
- お支払いする損害

たとえば次のような偶然の事故による損害がお支払いの対象となります。

①従業員の誤操作による事故 ⑥圧力容器の破裂、破壊の事故 ②設計、鋳造または材質の欠陥による事故 ⑦落雷、凍結による事故 ③製作または組立の欠陥による事故 ⑧他物の衝突、落下による事故 ④ショート、スパーク、過電流等の電気事故 ⑨爆発・破裂事故 ⑤遠心力による破壊、その他の機械的事故
- お支払いできない損害

次のような事故による損害は支払いの対象になりません。

①JEC、御社、ビル管理責任者の故意、重過失による事故 ⑥日常の使用に伴う、摩滅、消耗劣化またはボイラースケルの損害 ②戦争、暴動、騒じょう、労働争議による事故 ⑦JEC、及び設備業者、技術者が保証する損害 ③地震、風水災、河川・雨水・地下水のはん濫による事故 ④火災、盗難による損害 ⑤腐食、さび、侵食の損害 ⑧次のものに生じた損害；コンクリート製、陶磁器製（碍子、碍管を除く）、ゴム製、布製、ガラス製の機器および器具、消化薬剤、ベルト、チェーン等の消耗品
- ご契約金額のきめ方

この保険の対象となる簡易キュービクル一式と同種、同能力の機械を新たに購入・設置する費用（新調達価額）の合計額（＝受電設備工事額）をご契約金額としていただきます。
- 保険料（年間掛け金）は

ご契約金額によって決められます。残存簿価を基準に設置後7年以内は下記の料率、7年を越え14年未満までは1. 2の常数を下記に掛けたもの、14年を越え21年未満のものは1. 4を掛けたものをご契約金額の上限とします。21年以上のものは別途定めます。
(単位：円)

ご契約金額	100万	150万	200万	250万	300万	400万	500万
保険料	3,850	5,775	7,700	9,625	11,150	15,400	19,250
- お支払いする保険金
 - ①1回の事故について損害をうけた機械を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費（復旧費）を次の算式によりお支払いいたします。

$$\boxed{\text{お支払いする保険金}} = \boxed{\text{復旧費}} - 12,000\text{円 (契約金額500万円超1,000万円以下は18,000円)}$$
 - ②更に次の諸費用もあわせてお支払いいたします。
 - a. 上記お支払いする保険金の10%に相当する額を臨時費用としてお支払いいたします。ただし、1事故につき200万円を限度といたします。
 - b. 上記お支払いする保険金の6%の範囲内で、残存物取片付け費用の実費をお支払いいたします。
 - c. 損害を受けた機械を修理するために、それ以外のものの取りこわしが必要な場合、その復旧費も300万円を限度として実際に支出した額をお支払いいたします。
- ご契約ののちのご連絡先

TEL:03-3523-7022 (代) FAX:3523-7031

事故が発生したとき、保険期間の途中で簡易キュービクルに変更があったとき、その簡易キュービクルの変更による追加部分の新調達価額が大きいときはご契約金額に不足が生じ、損害が発生した場合、十分な補償が受けられませんので、ただちに通報もしくはご契約金額の変更手続をして下さい。

※その他、機械の保険等につきご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本協会は日本電気安全協会と称する。(以下、協会という)

(事務所)

第 2 条 本協会の本部は、東京都中央区八丁堀4-12-20 インテックス インコーポレイテッド[®] 内に置く。

(運営)

第 3 条 本協会は任意の団体であり、運営はインテックス インコーポレイテッド[®] が行う。

(目的)

第 4 条 本協会は、自家用電気設備を保持する電力需要家の適正な保安点検を最も廉価な費用で行うことを目的とし、あわせて、会員相互の親睦ならびに情報交換を行うことを目的とする。

事業遂行のための上位概念は、社会的に「遵法・公平・公正」を旨とする。

(事業)

第 5 条 本協会は会員のために次の業務を行う。

- 受電設備ないしは低圧設備の定期検査 ●経営・法務・労務全般の無料相談 (特定の支出がかかる相談ごとに関しては、都度請求を確認した上で行う)
- 定期会報の発行 (仕事のあっせん、広告宣伝などの企画、最新の省エネルギー情報の提供)。また、会報案内を通じて、異業種交流会を本部、支部単位で行う。 ●オプションとして、▲受電設備機械保険の提供、▲電気設備、エレベーター、エスカレーター設備の保守管理

第 2 章 会員

(種別、会費)

第 6 条 本協会の会員の入会種別と会費は下記とする。消費税は外税とする。

A 会員：年 6 回点検会員 (高圧設備で 50 kW 以上 500 kW 未満を対象)

B 会員：年 4 回点検会員 (高圧設備で 50 kW 未満を対象)

C 会員：年 2 回点検会員 (低圧設備で受電設備を持たない需要家を対象)

		年会費		参考値	
A 会員	受電設備契約区分	(年次点検1回を含む)	電気保安協会 (年次点検なし)	年次点検費	
A 1	50-69kW	10～万円	16 万以上	8 万円	
A 2	70-99kW	12～万円	18 万以上	8 万円	
A 3	100-199kW	16～万円	21 万以上	8 万円	
A 4	200-299kW	21～万円	32 万以上	10 万円	
A 5	300-499kW	27～万円	40 万以上	15 万円	
A 6	500kW超	別途	別途	別途	
B 会員	50kW未満	6 万円 (年次点検費は、2年に一度、別途2万円を申し受ける)			

C会員 低圧契約 3万円

年会費の支払いは、事務の簡素化のため一括自動振替払いとする。

6カ所（原則として）以上の需要場所がある場合には、分割による自動振替払い（6回以内）とすることができる。なお、この場合に一括支払を選択し、3%の割引価額を受けることができる。

このほか、月次の点検を希望する場合には、上記金額を、A会員は2倍、B会員は3倍、B会員で隔月点検希望の場合は1.5倍の金額を年会費とする。
(入会)

第7条 入会しようとする者は、所定の申し込み書に署名捺印して行う。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を入会月の翌月以降に自動振替で納入することとする。会費の充当期間は自動振替月から12カ月とする。次年度以降の会費納入も金融機関の自動振替とする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 会員である法人が消滅したとき。

(3) 納入期限を過ぎても会費が支払われなかったとき。

(退会)

第10条 会員は、いつでも自由に、退会通知を持って退会できるものとする。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員資格審査委員会の調査に基づき、理事会の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

(1) 本協会の定款または規則に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を毀損し、または協会の目的に違反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金は返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 本協会に役員を置く。

理事 15人以内

監事 1人

2 理事には、会長1名 副会長2名 専務理事1名 常務理事3名を含むものとする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は年次総会において選任する。

2 理事は互選により、会長、副会長、専務理事及び常務理事を選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることが出来ない。

(職務)

第15条 会長は本協会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時または欠けたとき、会長の職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、協会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、協会の常務を分担処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、協会の業務を執行する。
- 6 監事は次の業務を行なう。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会または理事会の召集を請求し、若しくは召集すること。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠選任の役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会に於て出席会員の3分の2以上の議決により、その役員を解任することができる。ただし、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款または規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を毀損し、または協会の目的に違反する行為をしたとき。

(報酬等)

第18条 非常勤役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員協会の活動に伴う費用は弁済することができる。

(最高顧問)

第19条 本協会に最高顧問を置くことができる。

- 2 最高顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 最高顧問は、重要事項について会長の諮問に答え、または会長に対して意見を述べるることができる。
- 4 最高顧問の任期は委嘱した会長の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総会

(種別)

第20条 本協会の総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、会員をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、本定款で定めるものの他、協会の運営に関し重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。

(3) 第15条6項第4号の規定により監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第24条 総会は、会長が召集する。

2 会長は、前条第2項の規定により請求があったときは、30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会の召集をするときは会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に於て、出席会員の中から選出する。

(議決)

第26条 総会の議事は、本定款に規定するものによるほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(書面評決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の数、出席者数

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過及びその結果

第5章 理事会

(構成)

29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

30条 理事会はこの定款で定めたものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

31条 理事会は、通常理事会及び、臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条6項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第32条 理事会は会長が召集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

3 理事会を召集する場合は、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会には、第26条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会

(委員会の設置)

第35条 本協会に、必要に応じて委員会等を設けることができる。

2 委員会等の運営について必要事項は理事会が定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金等
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(管理)

第37条 本協会の業務は、会長が管理し、その方法は事務局であるインテックスインコーポレイトッド(株)が行う。

2 事務局には常勤者を置く。

(経費の弁済)

第38条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本協会の事業計画及びこれにともなう予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の3分の2以上の議決を経て確定する。

(会計年度)

第40条 本協会の会計年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会に於て出席会員の5分の3以上の議決を経て変更することができる。

第9章 事務局

(設置等)

第42条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務は事務局である「インテックスインコーポレイトッド(株)」に委託する。

3 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

(備付け帳簿及び書類)

第43条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かねばならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事、及び職員の名簿及び履歴書

(4) 定款に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第10章 補足

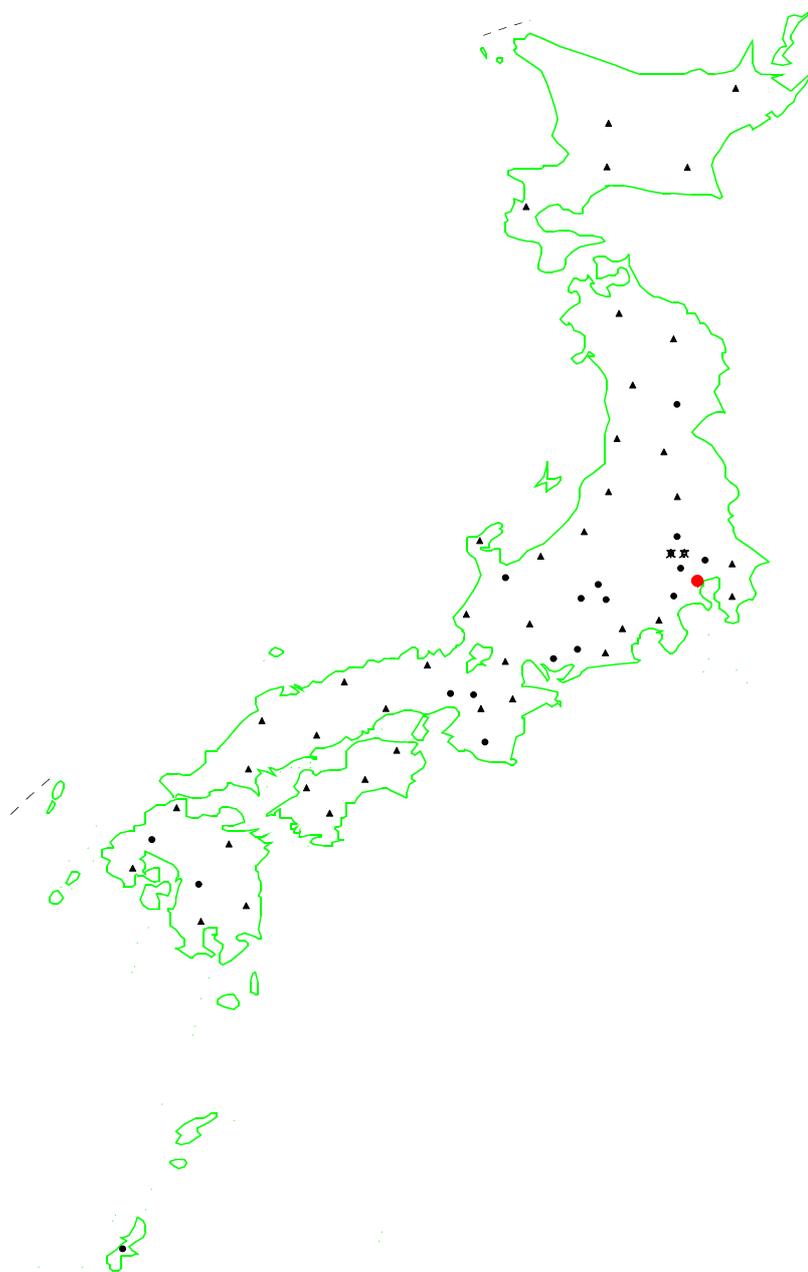
(会費改訂)

第44条 会費の改訂については、経済変動等により万やむを得ない事情が生じた場合に理事会の議決をもって行う。

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

支部、副支部拡大計画。



北海道 1 支部
4 副支部

東北 2 支部
1 0 副支部

関東 4 支部
3 5 副支部

中部 3 支部
1 3 副支部

北陸 1 支部
3 副支部

近畿 3 支部
1 5 副支部

中国 1 支部
5 副支部

四国 1 支部
3 副支部

九州 2 支部
8 副支部

計 1 8 支部
9 6 副支部

電力会社

電力	営業所
TEL	

日本電気安全協会

支部
TEL
住所

副支部
TEL
住所



NPO 日本電気安全協会
〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-12-20
TEL:03-3523-7022 (代)
FAX:3523-7031